

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 2 1 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
企 業 主 導 型 保 育 事 業 等 担 当 室

節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、教育・保育施設において節分の豆等の食品を原因とした、誤嚥による子どもの死亡事例が複数発生した状況を踏まえ、この度、消費者庁において注意喚起資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！—気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで—」（別添①、②）を作成・公表しております。

また、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応について示している「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）における関係部分の抜粋（別添③）を添付しております。

企業主導型保育事業実施者において、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期していただくよう、これらについて周知をお願いいたします。

（参考）

・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

・「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！」（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/